平成２２年（フ）第２６９号
福島県郡山市日和田町字千峯坦52番地の４
破産者　佐藤　恵子
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜1157番地５
破産者　佐久間健典
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４８６号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜1157番地５
破産者　佐久間弘子
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３８号
神奈川県藤沢市善行団地７番11―203号
破産者　駒場　高志
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６５号
川崎市川崎区四谷上町１番23号　ビレッジ四谷101
破産者　齊藤　匡信
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５８号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目５番16号
クレスト湘南Ｂ―６号
破産者　上原さつき
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７７号
川崎市中原区中丸子1240―１、住民票上の住所横浜市鶴見区鶴見中央５丁目７番２号
破産者　岩宮　竜伍
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７８号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目７番２号
破産者　岩宮　陽子
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８号
長野県岡谷市湊５丁目10番20号、前住所長野県岡谷市長地梨久保２丁目18番１号
破産者　涌嶋　幸生
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１１９号
長野県岡谷市湊５丁目10番20号、前住所長野県岡谷市長地梨久保２丁目18番１号
破産者　涌嶋　裕子
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５５８号
愛知県西尾市徳次町宮廻20番地１　スカイハイツ102号室、従前の住所愛知県あま市新居屋八島４番地１
破産者　服部　義之
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
和歌山県田辺市湊533番地の９　谷本アパート二号室
破産者　北條　眞琴
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１３９１号
広島市佐伯区八幡３丁目26番41―103号
破産者　鎌田智恵子
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０号
熊本県葦北郡芦北町大字湯浦233番地10
破産者　湯治　英毅
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第４１４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字陣場463番地
破産者　松岡恵美子
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１０号
群馬県前橋市関根町315番地３　スカイハイツⅠ―202号、住民票上の住所群馬県前橋市関根町315番地３　スカイハイツⅠ―205号
破産者　清原　千晶
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６２４号
群馬県伊勢崎市安堀町333番地１　ビクトリーマンション103
破産者　齋藤　美奈
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１２号
福岡市西区福重５丁目10番17号
破産者　八尋　　篁
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９号
佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目10番１号
破産者　仁戸田香織
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２４１号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1814番地56
破産者　立石惠利子
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６２号
佐賀県西松浦郡有田町仏ノ原丙2746番地１
破産者　南　　博久
１　決定年月日　平成23年３月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部